

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

パレット保育園高田

2025年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

## 目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	14
A-1 保育内容.....	14
A-2 子育て支援.....	18
A-3 保育の質の向上.....	18

## 施設・事業所情報

第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

### ①施設・事業所情報

■名称	パレット保育園高田
■種別	認可保育園
■代表者氏名	佐藤 吉美
■定員（利用人数）	60人（69人）
■所在地	223-0056 神奈川県横浜市港北区高田東4-22-38
■TEL	045-544-1149
■ホームページ	<a href="https://p-hoiku.com/info/72-2/各園情報_高田/">https://p-hoiku.com/info/72-2/各園情報_高田/</a>

### 【施設・事業所の概要】

■開設年月日	2014年4月1日
■経営法人・設置主体	株式会社 理究
■職員数（常勤）	19名
■職員数（非常勤）	5名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 19人 ・栄養士 2人 ・調理員 1人 ・事務 1人
■施設設備の概要	・居室数 6 ・設備等 保育室、給食室、事務室、調乳室、乳児トイレ、幼児トイレ、バリアフリートイレ、相談室、屋上庭園、エレベーターなど

### ②理念・基本方針

- 1 ひとりひとりを「大きな家族」の一員として認め、役割を認識させ、愛情をもって育てます。
- 2 ひとりひとりのこどもを見極め、発達段階に応じ、「感性・知性・体力を培う」三位一体の

バランス保育・教育を信条として育てます。

3 ひとりひとりが意欲的な生命力を発揮できるよう「自立と自尊と自律」の精神を大切に育てます。

### ③施設・事業所の特徴的な取組

駅から徒歩1分、とても便利な園です。

周りには自然が多く、天気の良い日はお散歩に行き、近くを流れている川ではかわいい親子のカモや、亀を見るなど様々な活動を楽しんでいます。「大きな家族」を理念に、散歩などは異年齢で出かけ交流をしています。

### ④第三者評価の受審状況

---

■評価実施期間	2024/4/30	(契約日)～	2025/1/21	(評価結果確定日)
---------	-----------	--------	-----------	-----------

---

■受審回数(前回の受審時期)	2回(2019年度)
----------------	------------

---

## 総評

### 【特に評価の高い点】

#### ◆職員は縦割り保育を充実させたいという思いを持ち、様々な保育内容にチャレンジしようとしています

職員はひとりひとりの子どもを「大きな家族」の一員として、愛情をもって育てますという園の理念を念頭におき、子どもの自分でやってみたいという思いを受け止め、ゆったりと子どもに関わっています。保育は職員の細やかな連携のもと、各クラスが協力し合いながら進めています。

異年齢の活動は、一緒に散歩に行ったり朝夕を共に過ごしたりするなど積極的に行われています。特に幼児クラスでは、異年齢での縦割り保育を充実させようとしています。異年齢のグループを作りそれぞれの活動として、ゲームやダンス、運動遊びを取り入れグループの特徴を活かした計画を立てています。子どもは「いす取りゲームをやりたい」と自ら意見を出し、主体的に活動を楽しんでいます。縦割り保育は子どもたちにとってクラスを超えた関りを経験し、異年齢の子どもとの関係性が深まる機会になっています。活動だけではなく食事をもにするなど、子どもは心地よい緊張感を持ちながら過ごしています。法人が開発した「能力開発プログラム」を取り入れると共に保育内容の充実と活発な活動を目指しています。

#### ◆子どもたちはバラエティーに富んだ食事を楽しんでいます

園では子どもたちの意見を取り入れ、食育活動を積極的に行っています。園の行事である「スペシャルワンデー」の時に、子どもたちが一日の献立を考えるという取組があります。職員は子どもたちが希望する「おやつはパフェがいい」という思いをかなえ、子どもたちはパフェ作りを楽しんでいます。

栽培活動は計画的に実施され、園庭では夏野菜やイモ類の栽培を経験しています。子どもたちが育てた野菜を給食の素材として献立に取り入れ、栽培活動が子どもたちと栄養士が連携した、共同の食育活動になっています。

栄養士は子どもたちの好きな絵本を題材にした物語メニューや、誕生会の日はおやつにケーキなど、子どもたちが興味を示すバラエティーに富んだ給食を提供しています。

## 【今後期待される点】

### ◆防災面で近隣住民や施設との連携が期待されます

園はハザードマップから、避難場所や避難の仕方を模索し「垂直避難」が有効だと考え、計画を立てています。また、突然の豪雨など予測しにくい事象も起きているので、防災備蓄品を近隣の住民や地域へ提供する体制を整えています。防災は地域ぐるみで助け合う必要性があり、園は近隣の施設と地域がお互いに協力し防災に務めるような関係づくりをして、共通理解を得られるよう働きかけることが期待されます。

## 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回5年振りの受審となりました。

この間コロナ禍を経験したり、不適切保育などニュースで取り上げられることで保育園や保育士への関心も高く厳しくなっていることを実感しています。

全職員で自己評価をしていく中で、職員が自身を見つめ直しふりかえりをする良い機会になりました。

園としても運営全般をふりかえり、利用者の方々の求めているもの、園の課題もを見つけることが出来ました。

時代に合わせアップデートをしていく、そしてパレットの目標でもある『選ばれ続ける保育園』を目指し職員一同で成長していきたいと思えます。

受審に際し、アンケートにご協力いただきました保護者の方々にお礼申し上げます。

ありがとうございました。

## 第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています  
 a評価：よりよいサービスの水準・状態  
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態  
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">a</td> </tr> </table>	【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a		
<p>&lt;コメント&gt;                  理念、基本方針などは、ホームページやしおりに明記し、玄関や事務所に掲示しています。理念は、“ひとりひとりに生きる力を！”として子どもの有する能力に応じて支援する内容となっていて、目指す方向性を示しています。園では、年度初めの全職員が参加する園会議でハンドブックの読み合わせをして確認しています。保護者には、入園、進級説明会でしおりをもとに説明しています。また、園だよりではクラスのねらい、行事などの挨拶では理念の「大きな家族」と行事の目的やそれまでの取組の過程を伝え、継続的に理念や基本方針を説明する機会を持っています。</p>			

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">a</td> </tr> </table>	【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a		
<p>&lt;コメント&gt;                  社会福祉事業全体の動向については、G-News（社内報）や法人運営要項、法人の施設長会議時のエリア分析などの内容から園に求められている状況を把握・分析しています。地域の各種福祉計画の策定動向は、港北区園長会で情報共有する他、近隣の幼稚園、保育園、社会福祉協議会、民間子育て拠点など様々な関係者が参加する高田地区ネットワーク会議で把握・分析しています。法人では、保育のコスト分析や地域の園の利用人数、空き状況など共有し受け入れ人数を調整しています。</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b		
<p>&lt;コメント&gt;                  経営課題は、施設長が定期的に法人の「損益ミーティング」に出席して園の経営状況を把握しています。課題として、施設の老朽化対策は長期的に取組むよう考えています。また、地域にひらかれた園、選ばれる園づくりとして、イベントでは「パレット学習タイム体験」や悩みを話し合う場を作ったり、離乳食体験を実施したりするなど、課題を改善にむけ具体的に取組を実施しています。職員には、園内会議で経営状況の課題などを周知して共有していますが、理解を得られる状況には至っていません。今後は、職員も課題についての理解が深まることが期待されます。</p>			

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">b</td> </tr> </table>	【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b		
<p>&lt;コメント&gt;                  法人の保育事業部は、2022年4月から2025年3月までの中期事業計画を策定しています。中期事業計画は、「経営の安定化」と「選ばれる保育園づくり」をテーマに、組織体制の見直し、設備・装備計画の立案・実行、次世代の育成、障害児保育、保護者支援、給食、能力開発プログラム、保育の質の向上、SDGsへの取組み等の項目で構成しています。園は、法人の中期事業計画の目標を共有し、毎年の園目標は法人の中期事業計画の目標を達成できるよう職員間で話し合っていて決めています。今後は、今後一層職員への理解を図ることが期待されます。</p>			

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
---	---

<コメント>  
園の単年度の事業計画は、園目標～中期事業計画のテーマを踏まえた～として「園児、保護者、職員にとって明るく楽しい保育園づくり」「保育の質の向上」を掲げ、目標入所児童数やSDGsに係る取り組み、保護者との連携の報告、セリフモニタリングの実施報告、苦情対応・解決の取組、職員の研修、安全安心に対する取組、不審者対策、防火・防災対策、虐待防止の取組、給食に対する取組等の項目に実行可能な具体的な内容を記しています。また、目標入所児童数など数値目標を設定し、毎月「達成度合チェック」を用いて達成できているか評価を行っています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a
--	---

<コメント>  
年度末の会議で当該年度の事業計画を振り返り、職員の意見を反映して評価を行い、具体的に現場で力を入れていきたいところを課題として次年度の事業計画に盛り込み、職員間で再確認して策定しています。職員の目標達成が園目標、事業部目標の達成につながるとして施設長と面談の際に「目標見守りシート」を用いて毎月の評価や進捗状況を確認しています。実施状況の把握や見直しを会議で行い、職員の理解を高めています。

<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
--	---

<コメント>  
事業計画は、施設長、運営委員（保護者の代表）や第三者委員が参加する運営委員会で報告しています。また、ホームページにも載せています。保護者には、入園説明会、進級説明会時の懇談会で説明し、特に子どもと保護者に関わる事業計画の主な内容を伝えています。毎月配信している園だよりには、縦割り保育の実施や幼児クラスの給食のバイキング形式の実施など、力を入れていきたい活動を知らせています。また、園だよりや保育園向けアプリのカレンダーなどで保護者の参加を促すため先々の予定を記載し、周知を図っています。園は、今後より一層保護者への説明の工夫をしていきたいと考えています。

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
--	---

<コメント>  
年間指導計画などの各指導計画や保育日誌などをPDCAを記載する様式としていて、日常業務を通じて職員はPDCAの実践が身に付くような仕組みになっています。園では、毎日の保育日誌を振り返り、週ミーティングで振り返りを行い、施設長が確認して助言を行っています。職員の自己評価に基づき、園としての自己評価を年1回実施し、課題などを次年度に繋げています。また、第三者評価を定期的に受審して保育の質の向上に取組み、結果はホームページで公表しています。

<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
--	---

<コメント>  
今回の「第三者評価の自己評価」と「園の自己評価」は、個々の職員が評価した結果を小グループに分かれ、職員間で検討したものを基に、施設長、リーダーが取りまとめ、職員が再確認して完成させています。園の自己評価は、各項目毎に評価と【地域・園に応じた独自の取り組み】【課題・対策】を記載し、最後に園目標や自己評価結果に対しての反省・課題を記載して、1年間に実施してきたこと、課題となったこと、それに対して次に取り組んでいくことを明確にしています。

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

#### <コメント>

施設長は、園の経営・管理に関する方針と取組を年度事業計画で明確にし、ホームページにも掲載しています。職員には「運営規定」で施設長の職務内容を記載して周知を図り、「ハンドブック」で施設長への報告基準を明らかにしています。また、土曜会議や週ミーティングでは、保育や行事を実施していく際に園として求められていること、運営していく立場を表明しています。さらに、法人の「運営要綱」には「施設長の一言」として当園の園長の言葉を掲載し表明しています。有事の際の園長不在時の対応は、BCP（業務継続計画）に「危機管理における指揮権」として順位を明記しています。

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---

#### <コメント>

施設長は、港北区施設長会議や横浜市の研修等で法令遵守について学び、利害関係者との適正な関係を保持しています。職員には、土曜会議で研修報告を行い、資料を作成して研修内容を共有して周知を図っています。また、ハラスメント研修や勤怠管理研修などを通して法令順守の取組を実施しています。施設長は、職員を守るためにも社会の動向やニュースなどを取り上げながら具体的に発信しています。環境への配慮「SDGsに係る取り組み」として、食品ロスの低減、設備チェック・整備による使用寿命延長、省エネ・節電、エコ活動・リサイクルを取り入れた生活等を事業計画に盛り込み取り組んでいます。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a

#### <コメント>

施設長は、毎日の保育や調理など現場の様子分かるように部屋の巡回や補助に入ったりして保育の質の現状について日常的に評価・分析をしています。施設長が現場に入ることによって、職員へのアドバイスや相談しやすい環境を整えています。施設長は、園会議では、園の取組等の意図を伝えながら、行事の見直しや開催方法など職員の意見を聞き、クラスの意図や実行するために必要なことなど話し合える場を作って具体的な取組をしています。また、課題がある場合には全員で解決に向けて話し合いを行っています。

【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	---

#### <コメント>

経営・人事・労務・財務に関しては、法人と定期的に確認し、対応しています。行政から毎年夏頃に園児数目標の確認があり、施設長と法人で職員配置数を確認し、職員に次年度の意向を10月頃から聞き、園としての職員数を確定しています。園は、チーフ職員と将来の幹部候補と施設長でリーダー会議を設け、園としての方向性を共有し、どんな意識を形成していくか共通認識が持てるよう取り組んでいます。法人施設長がチームを作り、各園の見学会を実施し、振り返りから職員への指導や気付きを共通認識を持って、具体的に各園の業務に反映できるようにしています。

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a

#### <コメント>

必要な福祉人材の確保と育成に関しては、研修計画を作成し、実践しています。中途入職の職員は、OJTとして育成する職員と一緒にクラスで指導やアドバイスを受けながら実践を積み1年間の振り返りを行っています。メンタルに関しては、チーフ層がより具体的に伝え、継続できるよう意識してバックアップをしています。また、業務以外の心配ごとなどを早めに取り払われるようミニ面談を随時行っています。人材育成として、階層別、分野別の法人研修やキャリアアップ研修、外部研修等実施しています。採用活動は法人が行っていて、面接は法人と施設長で行っています。

<p>【15】 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 期待する職員像はハンドブックに記載された「スタッフの使命」「保育スタッフ行動原則A・B・C」に明記しています。就業規則で採用・異動を定め、「スタッフできたかな表」を活用して職員一人ひとりの評価を行い給与に反映させています。また、法人人事課が園見学を実施し勤務内容などをヒヤリングし、労務課が職員の労務管理をする等法人全体で管理を実施しています。さらに、「保育士キャリアパス」を策定して、自らの将来の姿を描けるよう仕組みづくりをしています。職員の人事基準等の認知度は低く、理解を深めるための今後の取組が期待されます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、労務管理の責任者として、有給休暇の取得や時間外労働の状況をデータ出退勤管理で毎月把握し、有給休暇が取りやすくなるよう配慮しています。また、日常の会話、健康診断、個人面談などから、職員の心身の健康状態を把握しています。さらに、法人では産業医の相談窓口を設置して職員の悩みを受け付けています。福利厚生として家賃補助の他、園の職員は園児の健康診断の際に、希望者は園医から法人補助のもと園でインフルエンザ予防接種を受けることができます。また、法人は総合福利厚生サービスに加盟しています。園は、固定シフトを導入していて、ワークライフバランスに配慮して、勤務時間等は本人の希望を取り入れて働きやすい体制を取っています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「スタッフの使命」「保育スタッフ行動原則」に期待する職員像を明確にしています。職員は職種別の「スタッフできたかな表」を用いて、年2回、園目標に関連した個人目標を定め、それを実現にする具体的な行動を3つ挙げ、目標の達成状況を毎月確認しながら「スタッフ面談シート」を作成しています。施設長は、職員と年2回の面談で目標が定めやすいよう、どこを課題にしていくか、具体的に伝え、進捗状況と目標達成の確認をし、次の目標につなげています。目標管理のための仕組みが構築されています。</p>	
<p>【18】 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 目指す保育を実施するための期待する職員像は、職員に配布しているハンドブックの「スタッフの使命」「スタッフ行動原則A・B・C」「保育スタッフ指導原則」に明示しています。職員に必要とされる専門技術や専門資格は職種別、分野別、階層別の保育事業部（研修計画一覧）に記載し、研修が実施されています。研修内容は毎年見直しを行っています。また、園内研修は週ミーティングで、研修報告と共にグループワークで自分事として話し合える時間を確保しています。さらに、社会情勢に合わせた研修や業界で起きた事件、事故が報道された場合にはすぐに研修に取り入れるなど工夫しています。</p>	
<p>【19】 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 職員の入職時に知識や経験等を把握し、入職後はキャリアアップ研修などの取得状況を確認し、研修計画に受講日付を記入する形で記録しています。新任職員には先輩職員が指導担当となり、「育成シート」を用いてOJTを実施しています。また、新任職員以外でも必要に応じて年間を通してOJTを実施しています。キャリアアップ研修、行政研修、法人内リーダー研修、施設長会議、BCPの研修など階層別、職種別、テーマ別の研修を受講できるよう配慮しています。横浜市、港北区など行政の研修への参加を推奨しています。園内研修では、消防署長による救急救命講習などを受講しています。</p>	

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し積極的な取組をしている。		b
<コメント> 「実習生受け入れマニュアル」を整備して、受け入れ体制を整えています。次世代への福祉人材の研修・育成に関する基本姿勢は明文化されていません。学校からの要請を積極的に受け入れ、実習生や学校側とも連携して進める用意がありますが、コロナ禍以降、希望者がいません。実習生指導担当者を決め、来年度は横浜市の指導者研修を受講予定です。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> ホームページでは、園の概要・費用、Q&A、しおり、第三者評価、園の自己評価、事業計画、事業報告を公開し、事務所で財務諸表を見ることが出来ることをしおりで伝えていきます。また、第三者評価の受審と受審結果、苦情・相談の体制と苦情対応・解決の取り組みをホームページで公表しています。地域のネットワークを活用して、2月に地域ケアプラザで行われた地域のおまつりの模擬店でパレット学習タイムの一部を実施して体験してもらっています。地域のイベントなどでは、手作りポスターを掲示し、パンフレットを据え置くこともしています。今後は、苦情解決体制として苦情の件数と内容を事業報告書に記載し、運営委員会で報告することが期待されます。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 園の経理処理は、法人の経理規定や小口現金マニュアルに基づいて実施しています。小口現金の使い方は、現金でなくカード使用となっていて職員に周知をしています。カードは施設事務職が管理しています。園の経理・事務処理等の業務運営は、法人経理部門が管理し、内部監査を実施しています。また、法人は税理士により外部チェックを受けています。指摘事項があれば、迅速に対応して経営改善に努めています。		

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
<コメント> 園では、「子育てで気になることを話してみませんか、港北区こども家庭相談」「病児・病後児保育」「女性のための労働相談」「運動発達臨床センターのご案内」学童保育やボーイスカウト、子ども消防団の募集など活用できる社会資源や地域の情報に関する資料を玄関ホールに掲示したり棚に据え置いて保護者に情報提供しています。子どもたちは、地域の子育てまつりや近隣小学校との交流会、また、近隣保育園とは年間を通じて交流会を実施し、同じ小学校区の子ども同士での交流会もしています。園は、今後さらに力を入れていきたいと考えています。地域交流の基本的な考え方を文書化することが期待されます。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント> 「ボランティア受入マニュアル」があります。事前に施設長と面談し、留意事項や内容説明などのオリエンテーションを受けることなどが記されていますが、「事前説明」の項目が不足しています。子どもや保護者に来園者を明確にするために、今後は事前説明の項目を作り実施することが期待されます。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は小学校との連携は明文化していますが、中学校などの職業体験等には触れていません。園は、区主催のボラリーグこうほく（ボランティア活動）の受け入れや横浜市高田地域ケアプラザのボランティア活動受け入れを積極的に行っています。今年度は希望がありませんでしたが、昨年度は受け入れ実績がありました。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】 Ⅱ-4-(2)-①  
保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

園は、必要な社会資源として、地域の関係機関（消防署、警察、医療機関、横浜市役所、港北区役所、北部児童相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター等）の連絡先を掲示して職員に周知しています。また、高田地区子育てネットワーク会議では情報共有することで地域の子育てニーズや課題を知ることができ、得た情報を職員に周知しています。幼保小連携会議の実行委員会に毎月参加して関係者と協働して取り組んでいます。さらに、要保護児童対策地域協議会に参画して区役所、児童相談所、警察と連携して要保護児童に対応しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】 Ⅱ-4-(3)-①  
地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

<コメント>

施設長は区の施設長会議や高田地区ネットワーク会議に出席して地域の情報共有や地域活動についての意見交換を通して、地域の福祉ニーズを把握しています。また、法人のエリアミーティングなどでも地域のニーズを把握しています。さらに、園の第三者委員で地域の子育て支援団体の代表者からも地域の子育ての情報を得て課題の把握に努めています。地域の育児相談にも応じています。

【27】 Ⅱ-4-(3)-②  
地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

<コメント>

地域ニーズに基づいた地域交流イベントを実施し、イベント時には玩具などを用意して園内を開放しました。特に未就園児対象の地域交流イベントでは、離乳食について情報提供し、園で提供している離乳食の試食会を行い、初めての育児に不安を持っている保護者から好評を得ています。また、育児相談では育児情報を提供し、ベビーステーションとして登録もしています。未就園児対象のイベントを門扉に掲示し、12月は園で開催するクリスマス会の招待などをホームページや掲示で伝えています。ネットワーク会議では、防災に関して消防署長と話し合い、被災時に園として施設開放と備蓄品のおむつや液体ミルクを提供を可能としています。園としては、親子ふれあい遊びなど地域交流イベントをさらに、充実させていきたいと考えています。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

【28】 Ⅲ-1-(1)-①  
子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

<コメント>

全体的な計画に人権尊重として「子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、お互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育を行う。」として子どもを尊重した保育の実施を明記しています。職員は、否定語や命令語は使わないなど、保育にふさわしい言葉の研修や人権研修を年1回実施しています。また、0歳から5歳までの年齢に応じた保育マニュアルでは、気付きにくい配慮を具体的に伝え、子どもに対しての言動は、施設長が日々園内を巡回することで園全体で常に意識しています。さらに、社会のニュースなどで報道された際には、事件等について研修や情報共有をして必要な対応を図っています。人権、文化の違い、互いを尊重する活動を懇談会等で保護者に伝え、理解を図っています。

【29】 Ⅲ-1-(1)-②  
子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

<コメント>

子どものプライバシーに関する配慮事項を具体的に記載した保育マニュアルや手順書で確認し、職員に周知をしています。また、職員は、配慮した言葉かけ等が示された手順書に基づいて保育を実施しています。着替えの際目隠しを設置し、おむつ替えは、パーテーションを用い、幼児トイレには、扉を付けるなど適切な環境を確保しています。さらに、園内研修で文部科学省のプライベートゾーンに関する動画を視聴し、職員から感想・報告書を提出してもらっています。園は、これからさらにプライバシー保護に関して取り組み、プライバシーに関しての意識の向上を常に図っていききたいと考えています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①  
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

園を紹介するホームページは、理念や保育方針、園での生活の様子、保育内容と活動、しおり、Q&A等必要な情報を分かりやすく伝えています。また、地域の子育てイベントなどに園紹介の資料を置いています。園見学では園内外を案内し、見学者用のしおりを用いて詳細の説明をして、保護者の知りたい情報、園に持参する物など聞きたいことを伝えるようにしています。見学会はあらかじめ日程を複数日あげ設定していますが希望に合わなかった場合は個別に日程調整をしています。土曜日にも見学会を開催しています。園の特徴を紹介する場合は動画を利用するなど工夫しています。情報提供は保護者のQ&Aに応じて毎年見直しています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②  
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

保育の開始にあたっては、事前に重要事項説明書などの書類を配布して確認してもらい、入園説明会で説明しながら、個別面談の日程を決め、面談で詳細に様子を聞いています。説明会では、保護者が理解しやすいよう、持ち物などを具体的に説明し、園の特色や目指していること、配慮していることを伝え、心配ごとなどを聞いています。また、園運営の変更点は進級説明会や書面で丁寧に説明して理解を得ています。配慮が必要な保護者には、個別に丁寧に対応しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③  
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

転園等で保育所の利用変更があった場合は、区で定められた手順に沿って対応していて、手順や引継ぎ文書は定めていません。園の利用が終了した子どもや保護者に対して、その後の相談の担当者は設置していませんが、保育園向けアプリで卒園したあとも配信し、行事等の招待をしています。夏祭りに子どもや保護者と交流したり、小学校入学後も相談や遊びに来るなど交流が続いています。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

職員は、日々の保育の中で子どもの様子を見て満足しているか確認しています。保護者に対しては、行事後のアンケートを実施して、満足度や要望などの意見を集約して、次年度に活かしています。また、保護者代表が運営委員として参加する運営委員会を年2回開催して保育や運営、行事等の要望や意見を聞いています。内容は記録して議事録を保護者に配信しています。保護者からの意見を取り入れて、夏祭りでは離乳食の試食を実施し、保育参観では子どもの活動の様子や友だちとの関わり、給食の様子などを見てもらう機会を提供しています。さらに、個人面談を年2回実施して保護者から直接話を聞く機会を設けています。園は、保護者の声を聞き逃さず、意見を聴く姿勢を作っていきたいと考えています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

園は、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（子育て支援拠点代表者など）を設置して苦情解決の体制を整備しています。苦情解決の仕組みは、玄関ホールに掲示し、保護者には『「苦情申出窓口」の設置について』の書類を配布して「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」には仕組みが分かりやすく図で示されています。匿名で意見が述べられる「意見箱」を設置しています。苦情内容については、記録するとともに検討内容や対策は保護者にフィードバックしています。また、運営委員会での意見や申し出た保護者の了解を得て配信、公表しています。施設長は、日頃から保護者とコミュニケーションを取り、いつでも意見や要望が言える体制を継続していきたいと考えています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

保護者には、「保育園のしおり」で、園の苦情相談窓口（苦情解決責任者・苦情受付担当者）と第三者委員を知らせ、入園前に配布した書類の「苦情解決の仕組み」では、苦情解決の体制と横浜市社会福祉協議会の「苦情解決調整委員」を紹介して、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを周知しています。また、保護者の代表が参加して保護者の意見を述べられる運営委員会を年2回実施し、議事録を保護者に配信しています。相談しやすい雰囲気をつくり、相談の際は、プライバシーに配慮して2階の小部屋を用意しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③  
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

職員は、朝夕の送迎時に、コミュニケーションを図り、信頼関係を築くことで保護者と話しやすく相談しやすい関係作りに努めています。園では、職員が相談や意見を受け付けた際の報告手順、対応策の検討等を記載した「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」を保護者に配布しています。相談を受けた職員は、施設長に報告し、速やかに検討内容を保護者に伝える手順となっています。相談内容によって検討に時間がかかる場合は、保護者に経緯を伝え丁寧に対応しています。園は、保護者の意見を共有することが大切と考え、速めに動き、解決を図るように努めています。マニュアルは年度末に向けて見直すほか、法改正等状況に応じて対応しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①  
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

リスクマネジメントの責任者は施設長で、法人と園が協力して委員会を設置し、リスクマネジメント体制を構築しています。園では「事故防止マニュアル」を整備し、事故が発生した時の対応を明確にしています。事故が発生した時は事故の振り返りシートに記入して、再発防止を会議で話し合い検討し共有しています。行政やニュース報道された事故事例に関して、事例に沿って対策や予防について話し合う機会を設けています。職員は園内研修として、会議でマニュアルを基に手順書の読み合わせを行い、園内外の危険個所の検証を行うと共に、ヒヤリハットの収集を行い、事故につながらないように共有しています。事故防止や子どもたちの安全確保については、安全自主点検、設備保全チェックシートを用いて評価、見直しを行っています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②  
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

園の「感染症予防、衛生管理マニュアル」に、感染症に対する保育園の責任と役割について「園内へ感染症を完全に阻止をすることは不可能であると認識し、流行の規模を最小限にすることを目標として対策をする」と明言しています。職員はマニュアルを理解するための勉強を園内研修等で行い、実践的な嘔吐処理の研修を年1回行っています。日頃から設備の清掃や消毒、換気を行い、感染症に対する予防を行い、職員は毎日自己の体調を管理し、体調報告をしています。マニュアルには感染症が発生した時の対応の仕方、感染症の対策・二次感染防止に向けた注意点・症状に合わせた対応・保育園内の衛生管理について詳しく記載され、内容は年度末に見直しています。感染症の保護者への情報は、エントランスの掲示や保育園向けアプリ、園だよりで提供しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③  
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。

b

<コメント>

園では災害時に対する訓練や研修が毎月実施されています。園の立地条件を把握し、ハザードマップと照らし合わせて対策を講じていますが、近年の気象状況の変化などへの対応も検討し、例えば予期せぬ豪雨に見舞われる等が想定されるため、園では垂直避難をすることで回避しようと共通理解を図っています。子どもや保護者の安否確認は、保育園向けアプリや法人独自の「緊急掲示板アプリ」で情報提供する体制が整っており、職員は安否確認アプリで確認することになっています。食料品等の備蓄品は、リストを作成し施設長の管理のもと整備をし、近隣の住民支援として、備蓄品を提供する体制を整えています。今後は近隣園や福祉施設、自治会などと共に消防署や警察と連携をして、より実践的な訓練を行う体制の構築が期待されます。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>[40] Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>園ではマニュアルを作成し、手順書と共に文書化しています。保育マニュアルのおむつ替えの手順書に、プライバシーに配慮して決まった場所で行うこと、着替え時の配慮として、一度にすべてを脱がせて丸裸にならないようにすること、と記載しています。また、職員のハンドブックには子どもの権利擁護に関わる姿勢が記載されています。職員はマニュアルを熟読し、園内研修や日々の保育の中で、標準的な実施方法について学び確認をしています。職員の実施状況は、施設長が保育の現場を巡回して確認しています。また、法人内の施設長が各園を巡回し、保育内容の実施状況や保育内容の特徴などを収集しています。職員は標準的な実施方法を念頭に置きながらも、子ども一人ひとりの状況に合わせ柔軟な保育を実践しています。</p>	
<p>[41] Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>各種マニュアルは年に1回、1月から3月にかけて会議の中で見直しを行い、行政からの指導や変更があった場合、その都度見直しを行っています。保育の内容に気象変動が影響しており、例年行ってきた活動の見直しが必要な時は随時、変更しています。夏の活動は猛暑のため外に出ることが出来ないため、変更が余儀なくされています。保育計画を立案しても変更が必要になり、マニュアルにも見直しが必要となっています。園では柔軟に変更し安全に過ごせるようにしています。保護者から意見が出た時は、その都度検討し反映しています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>[42] Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子ども一人ひとりの情報は、入園時に提出される児童票、健康台帳や一人ひとりの聞き取りで収集しまとめています。家庭環境や配慮を必要とする子ども、アレルギーのある子どもなど、一人ひとりの状況に合わせて、施設長、保育士、栄養士が協議して配慮事項を検討しています。指導計画は全体的な計画を基に作成され、入園児の面談などで得られた、子どもと保護者のニーズを踏まえて、立案しています。0,1歳児の離乳食や生活リズムに対しては、栄養士が参画して細かく確認をして計画に反映し、配慮を必要とする子どもには、臨床心理士と意見交換をし検討を重ねて、指導計画を立てています。指導計画に基づく保育実践の評価は、振り返り欄に記載し、会議等で検討される仕組みになっています。支援困難ケースに対しては、要保護児童対策地域協議会や臨床心理士と連携し、アドバイスを受けて保育を行っています。</p>	
<p>[43] Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>導計画の評価と見直しは、4期に分かれた年間指導計画は期ごとに、月間指導計画と個別指導計画は月ごとに行ない、土曜会議で職員が参加して評価と見直しが検討されています。会議に参加しない職員には、記録と口頭で伝えられます。見直して変更した内容は、保育園向けアプリで職員は誰でも閲覧可能です。日案など緊急に保育計画を変更する場合は、事務室の掲示の変更を赤で書き込みすぐに分かるようにし、口頭でも職員に共有されます。保育の実践では、トイレへ誘導する時にパーティションを使用した方がスムーズで、プライバシーにも配慮されると感じ、環境を整備するなど、標準的な実施方法の見直しがされています。評価、見直した内容は課題と共に次の立案に生かしています。</p>	

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、保育園向けアプリの発達記録に記載しています。0~2歳児と、配慮の必要な子どもの個別日誌は、毎日記録され、保育園向けアプリで確認することができます。保育園向けアプリの中に記録するためのマニュアルがあり、職員は確認しながら記録しています。また、施設長が日誌の内容を確認し、備考欄にアドバイスを記入し、チーフ職員を含めクラス内で共有しています。保育園内で起こった出来事で共有すべきことは「連絡ノート」で、市からの情報などは「情報共有サイト」で確認し、印刷をして職員が閲覧できるようにし、昼礼でも確認しています。情報共有の会議は、毎日の昼礼、週ミーティングで確認しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

法人の定めた「個人情報保護に関するガイドライン」に記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定が記載されています。施設長の管理のもと、タブレットやパソコン、引継ぎノートは鍵付きの書庫に保管し、遅番が最終確認後に管理表にチェックを入れて確実に管理しています。個人情報についても「個人情報保護に関するガイドライン」に個人情報の漏洩に対する対応が記載され職員は周知しています。法人はプライバシーマークを取得しています。職員は入職時に個人情報保護の研修を受け周知しています。職員の評価である「目標・スタッフできたかな表付 面談シート」の項目に守秘義務があり、個人情報保護について理解し遵守しています。保護者には法人の方針を示す「理究グループは個人情報を大切にしています」という文書を提示すると共に、保護者とは「個人情報の取扱いに関する同意書」を交わしています。

## 内容評価基準(20項目)

### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>全体的な計画は法人の理念や保育方針を盛り込んで作成されています。子どもの発達を年齢ごとに、食事、生活習慣、安全、全身の運動、手指の運動、人間関係、環境、言語、表現の項目に分けて細かく記載し、また園で取り組んでいる内容として、子育て支援・保護者支援、小学校との連携、地域の特色、障がい児・特別な支援を要する子、環境衛生管理、安全対策・事故防止、研修・長時間にわたる保育、社会的責任、人権尊重、説明責任、情報収集、苦情受付、自己評価など、項目別に分かりやすく記載しています。全体的な計画は子どもの育ちや、個人差、取り巻く環境を考慮して、施設長をはじめ、職員が参画して作成しています。全体的な計画の評価は1月から3月にかけて定期的に行い、次年度の計画に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>内には温湿度計、空気清浄機が設置され、室内は清潔に保たれ、適切に消毒が行われています。布団のシーツは各クラス順番に園で洗濯し、布団の中身は洗える素材なので適宜洗っています。遊具棚は同じ高さでそろえたカラーボックスを使用しています。配置や移動が簡単で、遊びのコーナー作りに活用しています。廊下の一部や部屋のコーナーにジョイントマットを配置して、遊びのコーナーを作ったり、パーティションを用いて囲み、くつろげるスペースを作ったりして落ち着ける場所を提供し、園が目指している「大きな家族」を意識した家庭のような環境を作っています。食事は子どもたちがテーブルを囲み、穏やかに食事をし、午睡時間は静かな雰囲気が保たれています。手洗い場やトイレは明るく清潔で、子どもたちのトイレまでの導線が分かりやすいようにパーティションを用いるなど、創意工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもの発達に応じて、成長を見守り援助を行っています。子どもの気持ちが不安定になった時には、膝に抱いて気持ちを受け止めるようにしています。自分の思いや気持ちを表面に出しやすくするために、カードを用いて視覚的に配慮することがあります。例えば、顔の表情を書いたカードを使い、悲しい顔、困っている顔など提示して、子どもの今の気持ちを示し、感情の表出につなげています。目に見えにくい感情を伝えるために、「ちくちく言葉とふわふわ言葉」をたとえに、ふわふわ言葉は相手のことを思いやっているけれど、ちくちく言葉を言われるとどういう気持ちになるか、など絵本を用いながら子どもたちとともに考える機会もっています。職員は優しく、子どもたちに分かりやすく声をかけ、穏やかな雰囲気を作っています。また、職員は子どもを否定する言葉を使わないように話し合ったり、研修を受けて自分の言葉遣いを振り返っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員は一人ひとりの成長発達を考慮して、個別対応を交えながら子どもと関わっています。特に1歳児は個人差が大きいので、月齢によるグループ分けをするなど、一人ひとり丁寧に関わっています。「パンツがはきたい」と自分の思いを伝えてきた時は、その思いに応じて見守り、「自分でやってみる」と意欲的な子どもたちには、見守りと共にさりげなく手伝い成功体験を共有しています。子どもたちの「自分でやりたい」という気持ちに寄り添うと共に、「やりたくない」という思いも受け止めて、気持ちの切り替わりを待つ保育も行われています。一人ひとりの保育時間や活動量を考慮して、0.1歳児では午前睡を取り入れたりと、ゴロゴロとゆったり過ごせるスペースを確保するなどの配慮をしています。また、活発な活動の合間に、適宜水分補給を取り入れて、ほっとできる休息の時間を作っています。基本的な生活習慣の大切さは、各年齢に合わせて分かりやすく話をしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもたちの遊びの幅が広がるように、様々な時間帯で環境を整えています。朝夕の登降園の時間は、幼児クラス3,4歳児の部屋をつなげて広くし、自分の好きな遊びができるようにしています。また、日中は子どもたちが自然の中で体を思い切り動かして遊べるように、公園に散歩に出かけています。園は駅に近く町中にありますが、少し歩くと丘や公園も沢山あり自然豊かな環境を利用して存分に遊んでいます。遊びの中では自然に子どもたち同士の関りが深まり、同じクラスだけではなく、異年齢での関りも深まっています。散歩に出かけ地域の人に会うと、「おはようございます」と挨拶が交わされ、地域の人との関りを感じています。また、交通安全教室では警察署と、防災教室では消防署の方と触れ合う機会があります。園では絵の具を使った製作、屋上を使ったシャボン玉遊び、ダンスなど様々な遊びを通して表現活動を楽しんでいます。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園では、一人ひとりの家庭での生活状況や保育時間に応じて、午前睡を取り入れ、夕方はゆったりと過ごしています。クラスでは緩やかな担当制をとっており、特に年度初めは担当保育士を決めて、愛着関係の構築を図っています。職員は子どもの表情を見ながら子どもの表情に応じた応答的な言葉をかけ、遊びに子どもが入り込めるように配慮しています。子どもたちは職員が手作りした「ぼっとなあそび」に興味を示し、ペットボトルのふたに布を巻いたものを穴から落として、落ちた感覚と徐々に減っていく変化を楽しんでいます。また、ブロックを重ねることができるようになり、出来た満足感を味わっています。職員は一人ひとりの発達を踏まえ遊具を提供したり、遊びの面白さを伝えたりしています。保護者との情報交換は保育園向けアプリの連絡帳で行くと共に、登降園時に口頭でも伝え合い、関りを深めています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

訪問当日、1歳児はライオンが描かれた紙に、タブレットから流れる「ポツ、ポツ、ポツ」というリズムカルな言葉に合わせて、模様を描いていました。リズムに乗せて自分の思いで描く楽しさを味わっています。また、職員の「なに食べようかな」の言葉に、トレイにケーキを乗せて運び、バックを手におままごとを楽しむなど、職員との掛け合いを楽しんでいます。2歳児は職員の「今日は何をするか」という言葉にすぐ反応し「猫のお医者さん」と答え、これから行う活動を楽しみにし、意欲的な姿を見せています。医者に扮した職員に、目が痛い、足が痛い、おなかが痛い、恐竜に足を食べられたと言い、想像を膨らませています。職員はイメージの世界に入り込んだ子どもたちの思いを受け止めています。1,2歳児は、朝夕を合同で過ごすため、異年齢で遊ぶ経験は豊富で、幼児クラスと一緒に散歩に行くなど他クラスとの関りもあります。食事の時には栄養士との触れ合いがあります。排泄の進め方等は、一人ひとりの状況について保護者と話し合いを行い、連携をとっています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

園では3~5歳児の異年齢保育が行われ、毎日合同で朝の会を行っています。訪問当日は3グループに分かれた縦割り保育でした。3歳の部屋では、マットを敷いて腹ばいになった子どもの足首をもって、大根を抜くという遊びが行われ、一人ではなかなか抜けない大根をどうしたら抜けるか考えて、数名で一緒に引っ張る共同の活動になりました。4歳の部屋では運動会や発表会で行ったダンスを踊った後、傘を使った「さかさ玉入れ」のゲームに移行し、ボールをさかさの傘に入れようと、投げ方を考えながら楽しむ姿がありました。5歳の部屋では手をつないで丸くなり、フープ渡しをしていました。大フープは簡単に一周できたので、中、小とハードルを上げ、子どもたちは体をくねらせ、うまく足を抜いて楽しんでいました。初めは緊張感があった子どもたちも、一緒にゲームを行うことで楽しさが芽生え、職員の「～してみたの」「それいいね」など主体性を引き出す言葉がけにより、子どもたちの共同的な活動につながっています。活動の様子は降園時に口頭で保護者に伝えています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園舎はバリアフリーで、エレベーターやバリアフリートイレを設置しています。個別指導計画はクラスの月間指導計画を踏まえ、毎月立案されています。職員は子どもが集団の中で落ち着かなくなった時には、パーティションを用いてコーナーを作り落ち着けるスペースを確保するなど配慮をし、子どもはそのスペースでのんびりしたり、クラス活動に参加したり、職員の配慮により穏やかに過ごしています。職員は子どもの気持ちに寄り添い、活動内容を適宜変更しています。保育中に療育施設へ行き帰ってきた子に、子どもたちは「ただいま」「おかえり」と声を掛け合い、自然に受け入れ仲間として関係性が作られています。保護者とは登降園時にコミュニケーションを取り、園の生活がスムーズに送れるようにしています。横浜市港北区役所、横浜市総合リハビリテーションセンターや臨床心理士との連携があり、職員はアドバイスや研修を受けています。また施設長は臨床心理士の研修を受講し、その内容を園内研修で職員に伝えています。園の保護者には「入園のしおり（重要事項説明書）」で、障害児保育を行っていることを伝えています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

園では、一日過ごした子どもたちの疲れを考慮して、夕方はゆったりと過ごすようにしています。夕方子どもの人数が減ると、1歳児室に集まりテーブルを出して、幼児が机上の活動をしやすい環境に整えています。0歳児は安全面を考慮して、2人になったら合流することにしています。朝夕の合同保育は、遊びを季節や時間で工夫し同じ遊びに固定しないようにしています。子どもの生活状況や活動内容によって眠くなった時は、仮眠するなど個別に対応をしています。子どもの在園時間に応じておやつ、食事を提供する体制がとられています。職員間の引継ぎは、引継ぎ簿と口頭で行われ、引継ぎ後に生じた出来事は、確実に早番に引継ぎ簿で伝えられます。クラスの担当職員は、保護者に会った時に必ず対応して、保護者と確実に連絡をとるように配慮しています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

施設長は、幼保小連携事業の実行委員を務めており、学校との情報共有を積極的に行っています。園で作成する、全体的な計画、5歳児の年間指導計画、月間指導計画には小学校との連携や就学に関する事項が記載されて、その計画に基づいて保育を実施しています。園では、運動会を近隣の小学校で開催したり、避難訓練で避難場所になっている小学校まで行ってみたり、学校が身近になるように取り組んでいます。また、小学校交流を行い、小学生と触れ合い施設を見学するなど、小学校生活の見通しが持てるような活動を行っています。保護者には年明けの懇談会で、保護者同士の情報交換を行い、学童保育の情報も伝えています。5歳児担任は、「幼保小接続期研修」を受講し、他園の保育士や小学校教諭と意見交換をしています。保育所児童保育要録は施設長の責任のもと、5歳児担任が研修を受け記載しています。その際子どもたちと関りのあった他の職員からの意見を取り入れ、園全体の職員が参画して作成しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

園では健康管理に関する「保育マニュアル」を作成しています。登園時は保護者から連絡帳と口頭で子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調悪化やけがは、状況を検討し保護者に連絡するようにしています。必要に応じて保護者の承諾を受けて通院し、保護者には医療機関での処置の内容や家庭での過ごし方など、降園時に丁寧に伝え、職員にも周知しています。園では「保健計画」を4期に分けて作成し、それに基づいて保健活動や指導を行っています。子ども一人ひとりの健康状況や既往歴、特記事項は「園児重要事項一覧」で確認することができ、毎月更新されています。園の健康に関する取組や方針は「パレット保育園しおり（重要事項説明書）」を基に、入園時や進級時に保護者に伝えています。園は乳幼児突然死症候群（SIDS）の確認チェックが、手順書を基に確実に行われるように担当者を決め、確認チェックだけに専念できるようにしています。0歳児は5分、1歳児は10分間隔でチェックを行っています。保護者に対してエントランスにポスターを掲示して、SIDSの取組と情報提供をしています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

健康診断と歯科健診は年に2回実施されています。健診結果は健康台帳に記載され、職員には昼礼で伝えています。保護者には降園時に結果を渡し、医師からのアドバイス（身長や体重、乾燥肌）があった時には丁寧に内容を伝えています。健診結果を保健計画に反映させ、保育の中で歯磨き指導やうがいの仕方などに反映させています。職員は歯磨きのポスターをクラス内に掲示し、紙芝居などを用いて分かりやすく子どもたちに伝えています。また、手洗いの仕方を手洗い場に貼って、子どもたちが楽しみながら丁寧に手を洗えるよう配慮しています。園では家庭でも子どもの歯磨きの大切さが生活の中で生かされるように、園だよりの「保健メモ」やクラスだよりで伝えています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

園では「アレルギー対応マニュアル」を基に、全職員で情報を共有し対応を徹底しています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもは、個々に応じて1年または半年に一回受診してもらい、情報を更新しています。除去食を提供する子どもの保護者とは、情報に基づいてアレルギー面談を行い、入園時と毎月献立を確認しています。除去食の提供にあたっては、個人名を置いたトレイを使用してワゴンの一番上に置き、ラップにアレルギーと除去食であることを大きく書いて、一目で分かるようにしています。クラス担任はダブルチェックを行い、アレルギー児に最初に配膳しています。保護者が調理し持参した代替食は、事務室の冷蔵庫で保管し、職員は代替食があることを、ミーティングノートで毎日確認しています。職員は「アレルギー対応マニュアル」や「保育マニュアル」の手順書で対応の仕方を学び実践しています。園の保護者には、保育園内で飲食をしないことを口頭で、園でアレルギー児の対応をしていることを「パレット保育園しおり（重要事項説明書）」に記載し伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

園では食育年間計画を、食育目標、クラス食育目標、給食だより、物語メニュー、行事献立、栽培活動、給食配慮事項に沿って作成しています。園の行事である「スペシャルワンデー」の時に一日の献立を子どもたちが考える、という取組を行っています。おやつでは「パフェを作りたい」と子どもたちから申し出があり、それを実施しています。食器は食具ですくしやすい形状になっています。個人差や食欲に応じて量の加減をしています。職員は「食事が好きになる」ことを根底に、子どもに食の楽しさを伝えています。献立は法人の栄養士が立案し、「物語メニュー」を取り入れています。絵本を題材として、はらぺこあおむし、ももたろう、やさいのおなか、おおきなおおきなおいもなど、物語と季節感を融合させたメニューになっています。4月は、はらぺこあおむしの形に盛り付けて、子どもたちの「食べたい」という意欲につなげ、取組は連絡帳や口頭で保護者に伝えています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

栄養士は、食事をしている子どもたちの部屋に行き子どもの様子を見て、食べる量や好みを確認し把握しています。また、子どもの発育状況によって、食材の大きさを調節するなど調理の工夫をしています。残食は記録に残しその記録から、年齢が上の子どもたちの残食が多いことを把握し、対策としてバイキングを取り入れるなど、子どもの食べる意欲を引き出し工夫をすることで、残食が減少しています。さらに、端午の節句、七夕、彼岸、和食の日、正月、ひな祭りなど季節や行事に関した献立を取り入れ、子どもたちの食事に関する興味関心がわくような取組をしています。また、栽培活動を行い、枝豆、なす、きゅうり、トマト、オクラ、小松菜、さつまいも、じゃがいもを育て収穫するなど、栽培を通じた食育活動が盛んに行われています。会議の中で喫食状況を報告し合う機会があり、園全体で食育について検証をしています。園では衛生管理の体制が確立され適切に対応しています。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園の活動の様子は0~2歳児は保育園向けアプリの連絡帳と口頭で、3~5歳児は降園時に口頭で子どもの様子を伝えて保護者と情報交換をしています。園のパンフレット「パレット保育園高田のご案内」で保育理念や一日のスケジュール、安全・安心・教育の環境について、パレット学習タイムの実践について記載し、エントランスに掲示をして園の取組を保護者に伝えています。毎月発行される園だよりとクラスだよりでは、保育の内容や、大切にしていること、今後取り組んでいきたいことをクラスごとに明確にし、保護者の理解を得ています。また、保育参観を実施し保育内容や日常の子どもの様子を伝え、成長をともに喜び合う機会としています。保護者と情報交換をして得た内容は記録に残し、園全体で共有しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園では、保護者と登降園時にコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めています。個人面談は土曜日の午前中に行い、保護者からの相談や質問を事前に受けて、面談がスムーズに進むようにしています。また、保護者の就労に配慮して時間を設定しています。個別の面談は随時受け付けており、保護者の相談に早急に対応するようにしています。成長、発達に関する相談には横浜市総合リハビリテーションセンターなどに紹介し、保護者のニーズに合わせた対応をしています。0歳児の離乳食の相談には栄養士もアドバイスを行い、食事の形状や進め方など、共に考えています。エントランスに給食のディスプレイが置いてあり、保育園の盛り付けや食育で大切にしていることなどを、保護者に伝える機会としています。保護者との個人面談や個別に受けた相談内容、登降園時に得た情報は、適切に記録しています。相談内容によりすぐに対応できない時は、施設長などの助言を受けて、後日対応するようにしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<コメント>	
<p>毎日登降園時に顔などの見える部分にアザやケガがないか、子どもや保護者の言動に変化はないかを細かく観察して、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないようにしています。虐待等権利侵害の疑いがある場合は、施設長に連絡し速やかに共有し協議する体制があります。協議の結果必要な場合は「横浜市港北区役所」「横浜市北部児童相談所」との連携を取ります。保護者の言動に変化を感じた時は、登降園時に保護者への声掛けを頻繁に行っています。園では「児童虐待対応マニュアル」を整備し、虐待に関する知識、保育園の役割、区の福祉保健センターや児童相談所と連携する時の手順を定めています。マニュアルには「子どもの虐待予防・早期発見・支援のためのチェックリスト」があり、細かくチェックして観察記録を取ることができ「児童虐待ケース記録」の様式も準備されています。職員は年度末の会議で、マニュアルの見直しの際にマニュアルを読んで理解を深めています。地域の中の保育園として、自園の状況だけでなく、地域の親子にも目を向け、広く継続的な予防に努めることが期待されます。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<コメント>	
<p>毎日の保育実践の記録は日誌に記載され、振り返り評価しています。また、年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画においても自己評価を行っています。4期に分けて立案された年間指導計画の自己評価は期ごとに、月間指導計画、個別指導計画は月ごとに、定期的に評価を行っています。自己評価には、子どもの具体的な姿や取組の様子、次への計画の課題を記載し、保育のつながりを大切にしています。評価は会議で話し合い必要に応じて対応策を検討しています。その話し合いを通して職員間で学び合い、個々の意識の向上につなげています。意見交換をすることで、園全体の保育内容の改善や、個々の専門性の向上と得意分野を活かした保育の実践の必要性が見いだされています。その課題に向かって研鑽を積むことが、保育所全体の保育実践の自己評価につながっています。</p>	

---

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : [www.yresearch-center.jp/](http://www.yresearch-center.jp/) Email : [top@yresearch-center.jp](mailto:top@yresearch-center.jp)



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号  
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232  
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01

---